

小串学区電子町内会規約

(目的)

第1条 この規約は、インターネットを利用して、地域からの情報発信や、地域住民相互のコミュニケーションを促進することにより、地域の活性化を図ることを目的とした電子町内会の組織および会員について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 本会は、「小串学区電子町内会」(以下、「電子町内会」という。)と称する。

(会員)

第3条 本会の会員は、小串学区に住所を有する者で、本会の趣旨に賛同して別途定める手続きにより加入を申し込み、許可された者とする。

2. 会員は、インターネットに接続できるパソコンを所有し、連絡可能なメールアドレスを保有している者とする。

(役員)

第4条 本会に次の役員を置く

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) ウェブサイト管理者 | 若干名 |
| (3) 実務責任者 | 若干名 |

(役員を選任と任期)

第5条 会長は、小串学区連合町内会会長が兼務する。本会の役員は、小串学区民の中から会長が選任する。任期は2年とし、再任を妨げない。役員は兼職は可とする。

(役員の仕事)

第6条 役員は次の職務を行う。

(1) 会長

- ア) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- イ) 電子町内会の運営に必要なウェブサイト管理者及び実務管理者の選任並びに電子町内会ウェブサイト作成や運営を行う運営委員会等、運営組織の設立を行う。
- ウ) 電子町内会の利用に関して会員から申請があった場合に、可否の決定を行う。

(3) 実務管理者

- ア) 会長を補佐し、会長事故のあるときはその職務を代行する。
- イ) 電子町内会の運営に関して必要な連絡調整を行う。
- ウ) 編集会議を開催するなど電子町内会を組織的に運営する。
- エ) 電子町内会会員拡大のために、P R 活動や勧誘を行う。
- オ) ウェブサイト管理者とともに、ウェブページを作成、更新するための情報収集をし、ウェブサイトの企画立案を行う。

(2) ウェブサイト管理者

- ア) 利用会員の住所、氏名及びメールアドレス等の利用会員情報管理及び電子町内会システムへの利用会員情報登録を行う。
- イ) 利用会員が安心、快適に電子町内会システムを利用できるように努めるとともに、公序良俗に反した内容を掲載しないように注意を払い、不適切な内容については削除等必要な措置を行う。
- ウ) 町内会ウェブサイトの原本管理を行い、自らの責任で町内会ウェブサイトの更新を行う。
- エ) 電子町内会システムを管理するために必要なユーザID及びパスワード並びにサーバへのアップロードに必要なFTPのユーザID及びパスワードを善良なる管理者の注意をもって管理する。

(会議)

- 第7条 本会の会議は、役員会および編集会議とし、会長が招集する。
- 2. 会議の議長は会長とする。

(役員会)

- 第8条 役員会は、会長、ウェブサイト管理者及び実務責任者をもって構成する。
- 2. 役員会は、事業方針、事業計画及び予算等を立案し執行する。
 - 3. 役員会は必要に応じて会長が招集する。

(編集会議)

- 第9条 編集会議は、次のものをもって構成する。
- (1) 会長、ウェブサイト管理者及び実務責任者
 - (2) 会長が必要と認めて選任した者
- 2. 編集会議は、ウェブページの作成のための情報収集と編集を行う。
 - 3. 編集会議は、必要に応じて会長が招集する。

(会員の遵守事項)

- 第10条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人を誹謗・中傷する情報を掲載しないこと。
- (2) 不当な差別を助長するような情報を掲載しないこと。
- (3) 当事者の許可を得ることなく、他人のプライバシーを侵害する恐れのある情報（氏名・住所・年齢・電話番号・メールアドレス等を含む）を掲載しないこと。
- (4) 財産的不利益や精神的苦痛を与えるような情報を掲載しないこと。
- (5) 性的好奇心をそそるような情報を掲載しないこと。
- (6) 非行、犯罪をあおるような情報を掲載しないこと。
- (7) 特定の政党や宗教を宣伝し、または誹謗するような情報を掲載しないこと。
- (8) 公職選挙法による選挙の候補者を推奨もしくは誹謗し、または当選もしくは落選させる目的をもってする情報を掲載しないこと。
- (9) 特定の商品や催し等に関し、その営利に加担し、又は助長し、もしくは妨害する目的をもってする情報を掲載しないこと。ただし、会員が、企業広告スペースに掲載する広告宣伝情報はこのかぎりでない。
- (10) その他公序良俗に反する情報を掲載しないこと。
- (11) 個人名不正使用による書き込みを防止するため、パスワードの計画的な更新に努めること。
- (12) メールアドレスを変更したときは、遅滞なく「利用者情報修正」により変更登録をすること。

（退会）

第11条 電子町内会の退会は次による。

- (1) 会員は退会しようとするときは会長に届け出るものとする。
- (2) 前号の届出がなされない場合においても、会員が転出・死亡・その他会員としての地位を継続できないと認められる場合、退会したものとみなす。

（退会処分）

第12条 第10条の規定に違反するなど会員として適当でない認められる場合、会長は役員会に諮った上で当該会員を退会処分にすることができる。

- 2 退会処分は、当該会員のIDを取り消すことにより、これを行う。

附則

（施行期日）

- 1 . この規約は、平成16年10月1日から施行する。